

食品安全委員会（第521回会合）議事概要

日 時：平成26年7月8日（火） 14：00～15：13
場 所：食品安全委員会大会議室
出席者：熊谷委員長ほか6名出席
傍聴者：報道0名、行政機関4名、一般1名

議事概要

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬 4品目

- | | |
|---------------|-------------------|
| [1] 1-ナフタレン酢酸 | [2] アシベンゾラル-S-メチル |
| [3] アセタミプリド | [4] メソトリオン |

→厚生労働省及び担当委員の三森委員から説明。

本件については、農薬専門調査会において審議することとなった。

・動物用医薬品 3品目

- | |
|--|
| [1] セフチオフルを有効成分とする牛の注射剤（エクセーデC） |
| [2] セフチオフルを有効成分とする豚の注射剤（エクセーデS） |
| [3] 塩酸セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤（エクセネルRTU） |

→農林水産省、厚生労働省及び担当委員の三森委員から説明。

セフチオフルについては、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があること認められることから、肥料・飼料等専門調査会で審議することとなった。

また、セフチオフルを有効成分とする牛の注射剤（エクセーデC）、セフチオフルを有効成分とする豚の注射剤（エクセーデS）並びに塩酸セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤（エクセネルRTU）については、肥料・飼料等専門調査会のほか、薬剤耐性菌に関する評価も必要となることから、肥料・飼料等／微生物・ウイルス合同専門調査会（薬剤耐性菌に関するワーキンググループ）においても審議することとなった。

(2) 肥料・飼料等／微生物・ウイルス合同専門調査会における審議結果について

- ・「ガミスロマイシンを有効成分とする牛の注射剤（ザクトラン）の承認に係る薬剤耐性菌」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の三森委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映を肥料・飼料等／微生物・ウイルス合同専門調査会に依頼することとなった。

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・かび毒・自然毒等「二枚貝中のオカダ酸群」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「オカダ酸群の急性参照用量を $0.3\mu\text{g}$ オカダ酸当量/kg 体重と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・食品衛生法第11条第3項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（対象外物質）「カルシフェロール及び25-ヒドロキシコレカルシフェロール」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「カルシフェロール及び25-ヒドロキシコレカルシフェロールについては、動物用医薬品及び飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものであると考えられる。」との審議結果が了承され、評価書の記載を一部修正の上、リスク管理機関（厚生労働省及び農林水産省）に通知することとなった。

(4) 食品安全関係情報（6月7日～6月20日収集分）について

→事務局から報告。

米国食品医薬品庁（FDA）が環境保護庁（EPA）と共同で作成し6月10日に発表した、妊婦・幼児の魚摂取に関する勧告案及びQ&Aの概要等について報告。

(5) 食品安全委員会の運営について（平成26年4月～6月）

→事務局から報告。

(6) その他

→農薬評価書の修正について事務局から説明。

本年6月24日付けで評価結果を関係機関に通知した、農薬「クロラントラニリプロール」について、評価書を修正することが了承された。

→遺伝子組換え食品の取扱いに関する委員会決定の廃止について事務局から説明。

平成23年7月21日付けの食品安全委員会決定「遺伝子組換え植物の掛け合わせ品種の取扱いについて」は、廃止することが了承された。